

Client Alert

April 2016

国際仲裁アップデート No. 4

国際投資仲裁の可能性—TPP と ISDS 条項について—

本年 2 月 4 日、環太平洋パートナーシップ (TPP, Trans-Pacific Partnership) 協定が交渉参加国代表により署名されました。TPP協定の発効に向け、参加国各国の国内手続きが本格化しています。同年 3 月 8 日、我が国政府は、環太平洋経済連携協定 (TPP) の承認案と関連法案を閣議決定の上、国会に提出しました。今後、衆参両院に特別委員会を設置して 4 月から審議を始める見通しで、今国会での協定承認と法案成立を目指します。既に TPP協定は、各国政府から公表されており、日本政府も TPP協定を公表しています。¹

TPP 協定の内容は多岐に亘り、それぞれ高い関心を持たれていますが、本稿においては、このうち第 9 章の投資章に定められる投資家と国との間の紛争解決 (ISDS, Investor-State Dispute Settlement) 手続について触れます。

1. ISDS 手続とは

TPP 協定投資章において、外国投資家による、締約国内に投資財産設立の段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求 (現地調達、技術移転等) の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等が規定されています。これらの規定により、締約国は、外国投資家が自国へ投資をする際に、正当な理由なく不公正又は不平等な取扱いをすることが禁止されます。

ISDS 手続は、かかる TPP 協定上の保護を担保する手段です。外国投資家は、投資先国において、投資受入国の政府や公的機関の不公正又は不平等な取扱い等の違反により、損害を被った場合、ISDS 手続を利用して、投資受入国に対し、損害賠償等を求めることが可能となります。

ISDS 手続としては、調停なども含まれますが、一般的には、世界銀行グループ傘下の投資紛争解決国際センター (ICSID, International Centre for Settlement of Investment Disputes) などの第三者機関が関与する仲裁手続が想定されます。

2. ISDS 手続の利用状況

これまで、ISDS手続は、二国間協定である投資協定や経済連携協定 (EPA) 中の投資章に定められてきましたが、これら二国間協定の世界的な広がりにつれ、ISDS手続きの利用も拡大しています。投資関連協定に基づく国際仲裁は、公開されている限りでも、2014 年末までの累計で 600 件を超え、この数年は年間 50 件前後の利用数で推移しています。²

¹ TPP 協定英文 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html

TPP 協定訳文 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html

² UNCTAD, Investor-State Dispute Settlement Review of Developments in 2014 [IIA Issue Note, No. 2, 2015]

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセラー
03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com

他方、これまで、日本企業が関与したISDS手続きはごく少数に留まりません。³ 今後日本企業が新興国に投資する可能性、及び当該国との間の投資協定締結、当該国がICSID条約に加盟している可能性を考慮すると、今後は、日本企業によるISDS手続の利用可能性は広がっていくと考えられます。

3. TPP 協定下での ISDS 条項の利用可能性

TPP協定にISDS手続が規定されることにより、これまで日本との間でEPAが未締結であった米国、カナダ、ニュージーランドとの間でISDS手続を利用することが可能になります。また、日本は、豪州との間でEPAを締結しているものの、日豪EPAにおいてはISDS手続の利用が出来ませんでした。TPP協定の締結により、豪州との間においてもISDS手続が利用できるようになります。日本は、他のTPP参加国との間においては、既にISDS手続が利用できるEPAが発効済みであるものの、新たにISDSが利用できるようになったこれら4か国が、日本の対外直接投資残高の約40%⁴を占めることからすれば、TPP協定締結により、紛争解決手段の選択肢は広がります。

さらに、既に締結済みの一部のEPAにおいてISDS手続の利用が制限されていた事項⁵についても、TPP協定の締結により、ISDS手続が利用できるようになります。

4. 従来の ISDS 手続きとの相違点

これまでの日本政府が締結していた投資関連協定においては、特定措置の履行要求の禁止は含まれていませんでしたが、TPP協定により、ローカルコンテンツ要求や技術移転要求などを投資受入国が求めることが原則として禁止されます。

また、TPPは、投資家保護を充実するとともに、濫訴防止の措置も設けており、ISDS条項に懸念をもつ当事国にも配慮しています。ISDS手続の濫用的な利用を防ぐことを目的に、管轄権に対する異議を含む被申立国の異議等による先決問題に対する決定を先行して行うこと、申立期間の制限、及び判断内容等の原則公開の義務付けなどが規定されています。

5. 想定される ISDS 手続の利用ケース

米国タバコ会社のフィリップモリス社は、豪州政府のタバコ包装規制⁶に対し、香港法人の子会社を通じて、豪州香港投資協定に基づくUNCITRAL仲裁を申し立てました。⁷同事件自体は、2015年12月18日、管轄権がないとして却下されるに至りました。⁸ TPP協定上は、たばこ規制措置に対する訴えについて、ISDS手続を利用することを否認できる規定が置かれました（第29.5条）。今後、環境保護や健康被害防止を目的とする法規制と投資家の保護との関係については、他の投資紛争や通商紛争と同様に重要な課題になると考えられます。

³ 野村証券の子会社であるオランダ法人が、オランダ＝チェコ投資協定を利用して、チェコ政府に対して申し立てた事件（サルカ事件）が、日本企業が投資仲裁を利用し、仲裁判断までに至った唯一の事例。また、2015年6月、日揮がスペイン政府に対し、ICSIDに投資協定仲裁を申し立てた。

⁴ 2014年末（JETRO直接投資統計）

⁵ 例えば日マレーシアEPAにおいて、内国民待遇違反や特定措置履行要求違反、日シンガポールEPAにおいて、最恵国待遇違反は、ISDS手続の対象外とされる。

⁶ Tobacco Plain Packaging Act 2011（タバコの箱に健康被害を警告する画像などを義務づけるもの）

⁷ 同じ規制について、オーストラリア国内裁判所では合憲性も争われましたが、オーストラリア最高裁は、これを合憲としました。

⁸ 豪州香港投資協定を利用することを目的にフィリップモリス社の豪州子会社を同社の香港子会社の完全子会社化したと判断された模様。

https://www.ag.gov.au/Internationalrelations/InternationalLaw/Pages/Tobaccoplainpackaging.aspx#_top



吉田 武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



濱井 宏之
アソシエイト
03 6271 9499
hiroyuki.hamai@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
<http://www.bakermckenzie.co.jp>

他方、日本政府が外国投資家から投資仲裁を提起される可能性も否定はできません。この点を踏まえて、政府内でも投資仲裁を含む国際紛争解決についての対策が始動しています。もっとも、日本の場合は、国内での司法手続による解決が期待される分、日本政府を相手方とする投資仲裁手続の利用は、考えにくいという見方もあります。⁹また、日本の制度を対象とする場合、日本語がハードルとなって国際紛争を提起しにくいという現状も否定できません。しかしながら、例えばICSID仲裁の場合、当事者が合意をすれば、公用語（英語、仏語、スペイン語）以外の言語で仲裁を行うことも可能です。日本語による国際投資仲裁が行われる日もやってくるかもしれません。本稿で解説した ISDS 条項において採用される国際投資仲裁の具体的な手続き、特に ICSID 仲裁の詳細については、以下の『国際投資仲裁ガイドブック』にて詳細に解説しておりますので、ご参照ください。



[国際投資仲裁ガイドブック \(中央経済社\)](#)

以下の申込用紙により割引価格にて購入できます。

[申込用紙](#)

⁹ 2016年2月投資紛争解決国際センター（ICSID）メグ・キニア事務局長談話（日本経済新聞 2016年2月13日）。